

カーブミラー（道路反射鏡）設置の手引き

令和4年4月

戸田市

1 はじめに

本基準は、戸田市がカーブミラーを設置する場合に適用するものです。

カーブミラーは、隅切り等がなく、見通しの悪い交差点や屈曲した道路において、自動車の直接目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置するものです。

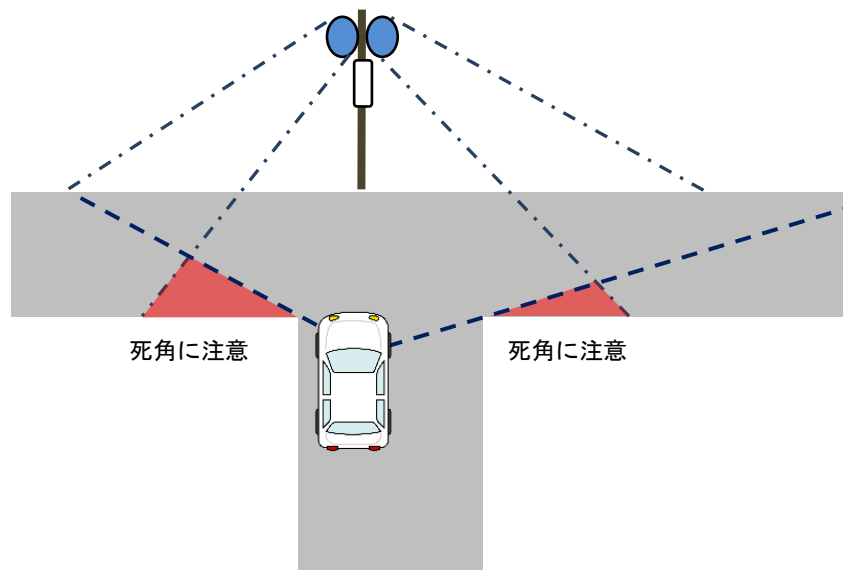
カーブミラーには、遠近感が分かりにくい等の特性があることに加え、運転手がカーブミラーを過信することで、交通事故が発生している状況があり、設置については慎重に判断する必要があります。

あくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則であることに留意し、適切なカーブミラーの設置を行います。

2 カーブミラーの特性について

カーブミラーには次のような特性があります。

- (1) カーブミラーで見えない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。（下図参照）
- (2) 接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。
- (3) カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかみづらい。
- (4) カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱をまねきやすい。



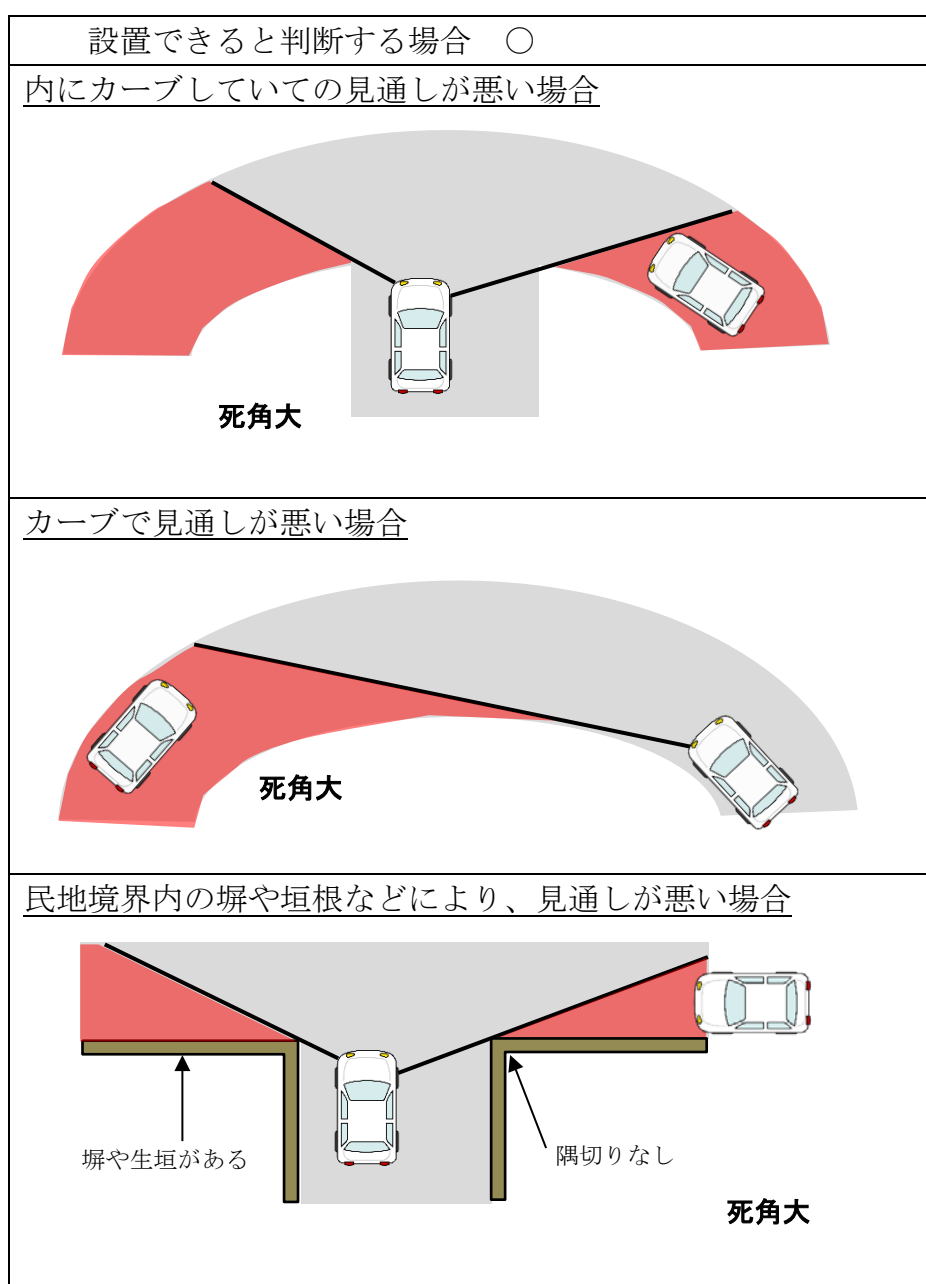
死角の解説図

3 カーブミラーの設置について

カーブミラーの設置は前述のとおり、歩行者・自転車にとってかえって危険になることもあるため、設置の可否は下記の基準により判断します。

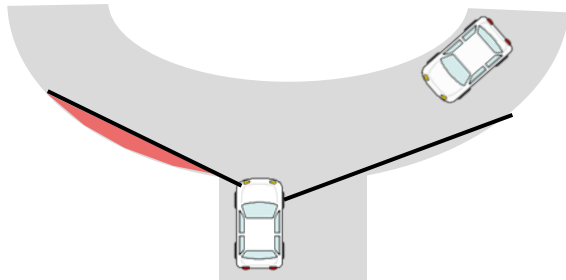
また、地域や市民からの要望については、現地を調査し、直接目視による確認が困難な場所であることを確認した上で設置を検討します。そのため、設置の要望に沿えないことがあります。

なお、設置できないと判断した場合は、現地の状況により、運転者へ注意を促す代替案として注意喚起の看板設置や路面標示などの検討を行います。

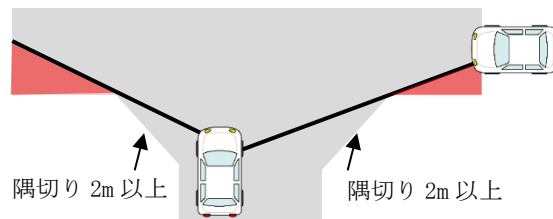


設置できないと判断する場合 ×

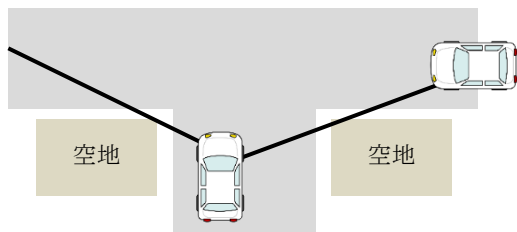
外へカーブしており、見通しが確保されている場合



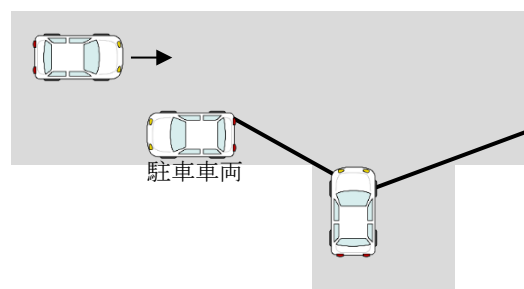
隅切りが設置されている場合



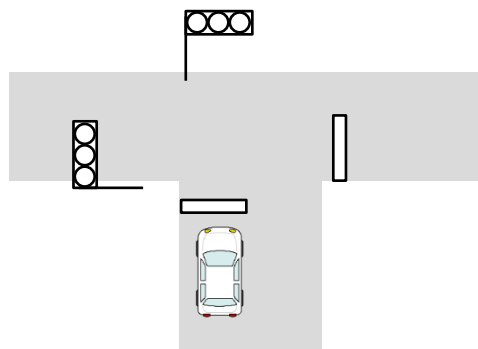
空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合



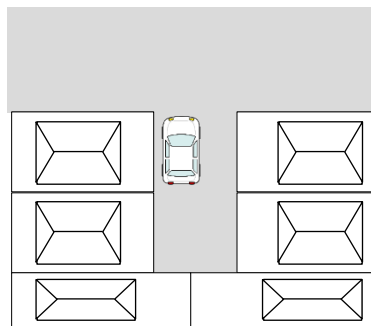
一時的に見通しが悪い場合



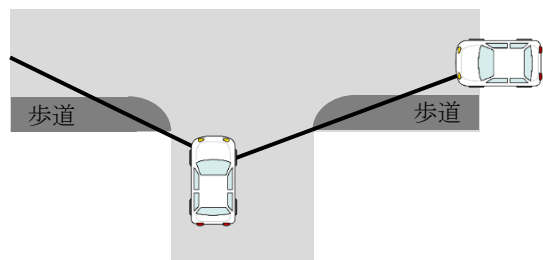
信号機が設置されている場合



私道などの利用者が制限される場合



歩道が設置されている場合



住宅や事業所などの出入口

